

公益社団法人京都市観光協会  
新しい生活スタイル対応のための感染症対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、市民及び観光客の安心・安全を確保するとともに、感染症対策と経済活動の両立を促進し、感染症予防・拡大防止対策と観光の両立及び市民生活・地域コミュニティと観光の更なる調和を図ることを目的として、店舗、事業所等に対し、新しい生活スタイル対応のための感染症対策に係る経費の一部を補助する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業等」とは中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者若しくは小規模企業者又はこれと同等と認められる者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、京都市内に不特定多数の市民及び観光客が利用する店舗又は来客型の事業所等(以下「店舗等」という。)を有する中小企業等のうち、次の各号のいずれかの助言等を受けた者とする。

(1) 「ウィズコロナ社会における市民と観光客の安心・安全の確保に向けたアドバイザーチーム」(事務局、京都市産業観光局観光MICE推進室。以下「アドバイザーチーム」という。)による助言(アドバイザーチーム事務局が設置する「アドバイザーチームによる事業者の感染症対策等サポートナビ」による助言等を含む。)

(2) その他京都市の関係機関からの助言、指導等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象としない。

(1) 次のいずれかに該当する中小企業者(みなし大企業)

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。)が所有している中小企業等

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等

(2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者(ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。)

(4) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者

(5) 公益社団法人京都市観光協会会長(以下、「会長」という。)が補助金を交付するにあたり、公益法人としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

(交付の対象)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げるもののうち、第1条の趣旨に沿うものとして必要と認められるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の対象とならない経費（以下「補助対象外経費」という。）は、別表第2に掲げるものとする。
- 3 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は含まないものとする。
- 4 第13条に基づく実績報告において、第7条に基づき行う交付申請の内容と著しく差異があるときは、補助金を交付しない場合がある。

(補助対象事業の実施期間)

第5条 補助対象事業の実施期間は、令和2年8月5日から令和3年2月28日までとする。

(補助金額等)

第6条 補助金は、予算の範囲内において交付し、補助金額は、次項以下により算定するものとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 補助金額に係る補助率及び補助限度額は別表第3のとおりとし、申請するすべての店舗等ごとに、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と補助限度額を比較していずれか低い方の額を算出し、その合計額を補助金額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、申請する補助対象事業について、国、京都府、京都市等による同様の補助金等（以下「国等の補助金」という。）の交付を受けたとき、又は受けようとするときは、申請するすべての店舗等における補助対象経費の合計額から当該国等の補助金の額を控除した額を算出し、前項により得た補助金額と比較していずれか低い方の額を補助金額とする。
- 4 前2項の規定により得た補助金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の申請は、別に定める期間内に、交付申請書（第1号様式）に必要な添付書類（以下「添付書類」という。）を添えて、会長に提出しなければならない。

(審査)

第8条 会長は、前条に掲げる申請に関する書類に基づき、また必要に応じ補助対象者の施設等の実地確認等を行い、補助金の交付の可否について審査する。

(交付の決定)

第9条 会長は、交付申請の期間の満了の日の翌日から起算して30日以内に交付又は不交付を決定し、交付決定通知書(第2号様式)又は不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

2 会長は、交付決定通知を行う場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(変更等の承認の申請)

第10条 申請者は、補助対象事業等の内容又は経費の配分の変更を行おうとするときは、変更申請書(第4号様式)によって会長へ申請するものとする。ただし、補助金額の変更が当初の補助金額の3分の1以内の減額である軽微な変更については、当該申請を要しない。

(中止又は廃止の届出)

第11条 事業の中止又は廃止による届出は、中止・廃止届出書(第5号様式)により行うものとする。

(補助対象事業遂行の義務)

第12条 補助対象者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

2 補助対象者は、令和3年2月28日までに補助対象事業を完了しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象者は、補助対象事業完了後、14日以内に次の各号に掲げる書類を添えて、事業実績報告書(第6号様式)を会長に提出しなければならない。

- (1) 領収書、振込明細書の写し等、補助対象経費が確認できる資料
- (2) 補助対象事業の実績を確認できる購入物等の写真や資料等
- (3) 預金通帳の写し等、振込先口座番号及び口座名義(フリガナ含む。)が分かる書類
- (4) その他、会長が特に必要と認める資料

(補助金の額の確定)

第14条 会長は、前条に規定する報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(第7号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(交付の取消し等)

第16条 会長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

(補則)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年8月19日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費
助言等に基づき実施する感染症対策に係る経費	感染症対策のための備品、什器又は機器の調達等に必要な経費 (例示) <ul style="list-style-type: none"><li>・キャッシュレス等の非接触型設備の導入、事前予約システムの導入</li><li>・抗菌・抗ウイルス処理加工の施工</li><li>・フェースシールド、自動手指消毒器、消毒対応足ふきマット、使い捨てスリッパ、空気清浄機、サーモグラフィー等の購入やレンタル</li><li>・店舗等の利用者に対し、マスク着用等の衛生対策を講じるよう啓発、注意喚起するためのポスターの制作</li><li>・仕切り板、パーテーション購入やレンタル、客室の個室化を行うための設備工事費</li><li>・網戸の設置、換気設備の更新・増設</li><li>・自動水栓器、自動開閉便座の設置、従業員用の洗面台の新設工事 など</li></ul>

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象外経費	
(1)	アドバイザーチームの助言等を得るまでもなく、最低限取り組むべき感染症対策として一般化している次の消耗品を調達するための経費 ・マスク、消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等）、洗剤、石鹼
(2)	既に取り組まれている感染症対策に係る消耗品を追加で調達するための経費
(3)	人件費・家賃等の固定経費、損失補てん、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、雇用削減を伴う事業に係る経費、各種保証・保険料その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用
(4)	補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われ、補助対象経費との支払の区別が困難なもの
(5)	宗教的活動に係る経費
(6)	その他感染症対策としての取組であると認められないもの （例示） ・販売商品の調達 ・デリバリー、テイクアウト、ネット販売、広告宣伝費等、新たな販路拡大に係る経費など

別表第 3（第 6 条関係）

補助率	補助対象経費の 3 分の 2 以内とする。
補助限度額	不特定多数の市民及び観光客が利用する京都市内の店舗等について、1 店舗等につき 10 万円まで。ただし、一事業者当たり 10 店舗等を上限とする。